



国際最低課税額の計算に関する明細書

対 会 年 度	：	：	法 人 名	
------------------	---	---	-------	--

構 成 会 社 等 (恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の を 除 く 。)												
構 成 会 社 等 の 名 称	1	D01		D09		D17		D25		D33		
所 在 地 国 名	2	D02		D10		D18		D26		D34		
(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、「18」又は(「25」+「29」))	3	Q03		Q11		Q19		Q27		Q35		
帰 属 割 合	4	Q04	%	Q12	%	Q20	%	Q28	%	Q36	%	
(3) × (4)	5	Q05		Q13		Q21		Q29		Q37		
(5)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	6	Q06		Q14		Q22		Q30		Q38		
(5) − (6)	7	Q07		Q15		Q23		Q31		Q39		
(7) + (別表二十付表四「13」)	8	Q08		Q16		Q24		Q32		Q40		
構 成 会 社 等 の う ち 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の												
構 成 会 社 等 の 名 称	9	D41		D49		D57		D65		D73		
所 在 地 国 名	10	D42		D50		D58		D66		D74		
(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、「18」又は(「25」+「29」))	11	Q43		Q51		Q59		Q67		Q75		
帰 属 割 合	12	Q44	%	Q52	%	Q60	%	Q68	%	Q76	%	
(11) × (12)	13	Q45		Q53		Q61		Q69		Q77		
(13)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	14	Q46		Q54		Q62		Q70		Q78		
(13) − (14)	15	Q47		Q55		Q63		Q71		Q79		
(15) + (別表二十付表四「13」)	16	Q48		Q56		Q64		Q72		Q80		
共 同 支 配 会 社 等 (恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の を 除 く 。)												
共 同 支 配 会 社 等 の 名 称	17	D81		D89		D97		D105		D113		
所 在 地 国 名	18	D82		D90		D98		D106		D114		
(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、「18」又は(「25」+「29」))	19	Q83		Q91		Q99		Q107		Q115		
帰 属 割 合	20	Q84	%	Q92	%	Q100	%	Q108	%	Q116	%	
(19) × (20)	21	Q85		Q93		Q101		Q109		Q117		
(21)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	22	Q86		Q94		Q102		Q110		Q118		
(21) − (22)	23	Q87		Q95		Q103		Q111		Q119		
(23) + (別表二十付表四「13」)	24	Q88		Q96		Q104		Q112		Q120		
共 同 支 配 会 社 等 の う ち 恒 久 的 施 設 等 に 該 当 す る も の												
共 同 支 配 会 社 等 の 名 称	25	D121		D129		D137		D145		D153		
所 在 地 国 名	26	D122		D130		D138		D146		D154		
(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、「18」又は(「25」+「29」))	27	Q123		Q131		Q139		Q147		Q155		
帰 属 割 合	28	Q124	%	Q132	%	Q140	%	Q148	%	Q156	%	
(27) × (28)	29	Q125		Q133		Q141		Q149		Q157		
(29)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	30	Q126		Q134		Q142		Q150		Q158		
(29) − (30)	31	Q127		Q135		Q143		Q151		Q159		
(31) + (別表二十付表四「13」)	32	Q128		Q136		Q144		Q152		Q160		
国 際 最 低 課 税 額								33	Q161			円
(((8)の計) + ((16)の計)) + (((24)の計) + ((32)の計))									Q162			

別表二十付表一 令六・四・一以後開始対象会計年度分